

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	290
支出年月日	令和 4年 / 月 20日
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	

領 収 書

松木 義昭 様

2022年 1月20日

金額	¥	1	4	3	0	0	0	0	—
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記の金額正に領収いたしました。但



Culture & Com
株式会社 **国際印刷**

〒551-0002 大阪市大正区三軒家
TEL 06(6551)6854



充当内容 (按分の計算方法)	$143,000 \times 0.85 = 121,550円$
その他	

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

議長としてこんなことしています

斎藤知事に対して芦屋保健所の存続と機能強化をお願いしました。

昨年の十一月五日、神戸オリエンタルホテルで開催された斎藤知事と政調両会議員との懇談会で、私は、芦屋保健所の存続と機能強化をお願いしました。県の行政機構改革で、芦屋保健所を宝塚保健所と統合し、芦屋市内には分室として一部の機能を残すことが示されています。現在のところ新型コロナウイルスの影響により統合時期が遅延された上で、残す機能については芦屋市と協議の上検討するとされています。

しかしながら芦屋市では、コロナ禍の影響の中、県の保健所の役割の重要性が再認識されることにも分室機能の検討経過についての県から芦屋市への情報提供が十分との声が高まり、市役所や議会では分室化の懸念が高まっています。こうした状況の中で私は、知事に対して「本市との密な協議のもと、コロナの対応状況などを踏まえて芦屋保健所の機能強化を図るとともに芦屋保健所の存続」をお願いしました。

知事は「今後、住民の不安解消に向けて県と市で協議していく」と回答されましたので、芦屋市議会として昨年の九月議会で芦屋保健所の存続を求める意見書を全会一致で採択していることを伝えました。

芦屋保健所の存続を求める意見書
保健所は、地域住民の健康増進を図る上で重要な役割を担っており、特に高齢者の健康維持や予防医療の推進に不可欠な施設です。また、災害時の応急処置や救急医療の拠点としても重要な役割を果たしています。芦屋市は、高齢化が進み、健康寿命を延ばすことが求められており、保健所の存続と機能強化は、市民の健康と生活の安定に大きく貢献します。市議会として、保健所の存続と機能強化を強く要望し、関係機関と連携して取り組んでいくことを求めます。



芦屋保健所全景

インボイス制度が 来年10月1日から始まります

ご承知のように消費税の税率が2019年10月1日から増徴税率となり、10%と増徴の途になりました。その時の消費税改正の一環として「インボイス制度」が導入され、来年10月1日から実施されます。1年1ヵ月後の話なので慌てることはありませんが、しかし確実にその時はやってくる。

一年十ヵ月後に何が起るのか？

消費税の申告納税をする事業者にとって、消費税の仕入れ税額控除が大幅に減少し、機会によっては消費税の納税額が増加します。来年10月1日以降は、インボイス発行事業者からの商品仕入れや経費支払い以外は仕入れ税額控除ができなくなります。もちろん、以前から消費税の申告納税をしている仕入先などは、インボイス事業者の登録申請を行なうだけでよく、ほとんど影響はありません。ただし、年間課税売上げが1000万円以下の事業者からの商品仕入れは、仕入れ税額控除ができなくなります。仕入れ税額控除を受けるためには1000万円以下の事業者は、課税事業者を選択し、インボイス事業者になり、自身が消費税の納税をする必要があります。

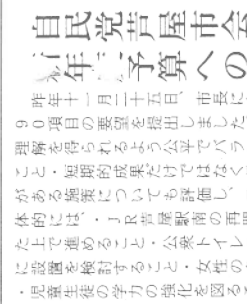
何の準備が必要か？

このインボイス制度による過格請求書発行事業者の登録申請が昨年の10月1日開始提出可能になっています。ただし、来年10月1日から登録を受けるためには来年3月31日まで提出する必要があります。交付は始まっていますが、特に急ぐ必要はなく、1年2ヵ月の間に届出書を提出し、インボイス登録番号を取得すれば良いだけです。文... いじまは簡単に見えますが、実際にはインボイス制度の記載事項に合致した請求書などを作成、発行し、保存しなければならず、事業者にとっては事務処理の負担が増えます。

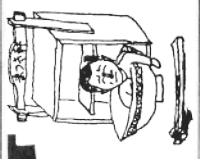
さらに今まで、消費税の納税義務者でなかった事業者は、インボイスを発行しない事業者を選択し取り引きのチャンスを失うことになるが、インボイスを発行するため課税事業者を選択し、消費税の納税をするのかを決めなければなりません。このため中小零細事業者にとっては厳しい選択を迫られることになり、事業重荷も増加し、消費税納税も発生します。そこで例えば、全国のシルバー人材センターでは、センターや会員に負担が生じるので特例として、インボイス制度の導入にあたっては適切な措置をとるよう求められています。

自民党芦屋市会議員団として 今年度予算への要望書を提出

昨年十一月二十五日、市長に令和4年度予算に対して90項目の要望を提出しました。全体としては、納税者の理解を得られぬよう公平やバランスを考慮した予算とする。こと、短期的成果だけでなく長期的視点で市全体に効果がある施策についても評価し、予算化することとして、具体的には、J・R芦屋駅前前開通事業は市民の理解を得た上で進めること、公衆トイレの改修とトイレがない地域に設置を検討すること、女性の多様な働き方を支えること、児童生徒の学力の強化を図ること、などです。

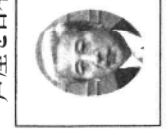


市長へ要望書を提出
出前いたします
暮らしの相談室の出前注文をお待ちしています。
ご質問・ご要望など何でも結構！



市役所 TEL31-2121 内線 5131
自宅 TEL/FAX 32-8309
携帯 090-2193-8360

まつきよしあきよき市会活動報告



令和4年冬季号 No.189
TEL・FAX: (0797) 32-8309
〒659-0031 兵庫県芦屋市新浜町2-1-506
(自民党芦屋市議会議員団)

新型コロナウイルスワクチン追加接種について

新型コロナウイルスの感染防止に有効なワクチン接種。市内では高齢者から若年層へ接種が広がり、十一月二十二日の時点で65歳以上で90.1%、12歳以上で82.4%の方が2回目の接種を終えられています。

現在、感染第5波の取組が見られる中で、市はオミクロン株による第6波の到来を見極め、3回目の接種を行なうための経費約3億2千5百万円を追加補正しました。

- 1. 新型コロナウイルス接種状況 下記の表の通り
- 2. ワクチン追加接種 3回目について
 - 対象者 18歳以上、2回目接種後8ヵ月以上経過した方 約69,000人
 - 実施期間 令和4年9月30日まで
 - 接種券の送付 2回目接種後、8ヵ月を経過する2週間を目途に送付(1月下旬から2月4日程度発送)
 - 接種場所 ア. 集団接種 保健福祉センター(土曜日、日曜日の午後に実施) 1月は日曜のみ
 - 個別接種 市内個別接種機関
 - 予約方法 接種券到着後、1回目接種と同様にインターネット(Web)又は、市コールセンター(電話番号797-310655)で接種日時、場所を予約していただきます。

区分	回数	接種者数	割合
65歳以上	1回目	26,408人	91.1%
	2回目	26,121人	90.1%
12歳以上	1回目	73,478人	82.4%
	2回目	71,964人	78.9%
全人口	1回目	73,478人	76.9%
	2回目	71,964人	75.4%

15歳以下に市が十万円を昨年末に給付 16歳～18歳は一月に申請・給付

年収960万円以下の世帯で、18歳以下の子どもへの給付をめぐり、芦屋市は12月議会最終日の12月21日に給付のための補正予算案を提出し、その日のうちに本会議で可決し、昨年末の給付を実施することになりました。当初、国は昨年末に現金を5万円給付し、残り5万円は翌の入学・進学期に1人1人に向けた支援策として新年以降にクーポン給付とする方針でした。しかし、現金5万円を直接給付すれば事務経費は280億円が済みますが、クーポンの併用で最大967億円の事務経費が余分に掛かることが判明。このため全国自治体からクーポン分も現金支給にするべきとの声が出て、結局昨年末に10万円を給付することになったのです。尚、芦屋市で支給対象になった人数は1万5千300人です。

出産育児一時金の増額を求めます

厚生労働省によると2019年度の出産費用が正常分娩の場合、全国平均額は約4.6万円、産科差額等を含む費用の全国平均額は約5.2万4000円となっています。出産にかかる費用は年々増加し、費用が高い都府県では現在の4.2万円の出産育児一時金の支給額では賸らない状況になっています。平均額が約6.2万円と最も高い東京都では、出産する人が約2万円持ち出ししている計算になります。

国は、2022年1月以降の分娩から産科医療補償制度掛金を4000円引き下げ、本人の受け取り額を4000円増やすことになりました。しかし、出産費用を削減することは到底できません。

令和元年度の出産数は約86.5万人で、前年に比べて約5.3万人減少し、過去最少となっています。少子化克服に向けて、安心して子供を産み育てられる環境を整えるためには、子供の成長に合わせたきめ細かな支援を重ねていくことが重要。一時金はその大一手です。国においては、現在の負担に見合う形に出産育児一時金を引き上げるように強く要望します。

成人式を迎えられた皆さんへ！

今年、めでたし成人式を迎えられた皆さん、おめでとうございます。次の世代を担う皆さん、これからの人生にエールを送りたいと思います。さて、皆さん、芦屋市民である海洋自衛隊の堀江選手さんを知っていますか。堀江さんは、この三月にヨットで単独無寄港太平洋横断に挑戦されます。堀江さんは8歳ですが、堀江さんは「やはり人間、何か目標をもつて進んだほうが充実した人生を送れる」と言われています。人間は目標があると、何事にも挑戦しつらくなってきますが、堀江さんのように、歳を重ねても夢と希望を持って挑戦することですばらしいです。特に若い人たちはほとんど挑戦していません。挑戦に失敗してもいい、チャンスはまた巡ってきます。やらなければやっつけ後悔したほうがいい。できるかできないかではなく、挑戦しなかったこと後悔するよりは、やっつけ後悔したほうがいい。皆さんの中には、すでに実社会で活躍されている方、勉学に専念されている方など、状況は様々かと思いますが、心身を磨き、ますます感性を磨きながら、本当に自分のやりたいことが何かを見つけ、それに向かって力強く前進されることを期待しています。新成人の皆さんの夢と希望に満ちた輝かしい前途を祝福し、私からのメッセージとさせていただきます。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	291										
支出年月日	令和 4 年 9 月 21 日										
項 目 (該当項目に○をつけてください)	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 20%;">○ 調査研究費</td> <td style="width: 20%;">研修費</td> <td style="width: 20%;">広報費</td> <td style="width: 20%;">広聴費</td> <td style="width: 20%;">要請・陳情活動費</td> </tr> <tr> <td>会議費</td> <td>資料作成費</td> <td>資料購入費</td> <td>人件費</td> <td>事務所費</td> </tr> </table>	○ 調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
○ 調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費							
会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費							
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)											
<p style="font-size: 2em; font-family: cursive;">別紙貼付</p>											
充当内容 (按分の計算方法)	$7704 \times \frac{1}{2} = 3852$										
そ の 他											

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	292				
支出年月日	令和 4 年 1 月 22 日				
項目 (該当項目に〇をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
充当内容 (按分の計算方法)	カンパ代 (1/2) $¥4092 \times 1/2 (按分) = ¥2046$ 工根の者 ¥1586 等入				
その他	川				

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	293
支出年月日	令和 4 年 1 月 23 日
項 目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)	
別紙添付	
充当内容 (按分の計算方法)	市政報局印刷代 9626 $¥ 11325 \times 0.85 = ¥ 9627$
その他	115

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

領収書

2022年01月23日

川上朝栄 様

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。
下記の金額正に領収いたしました。
何卒よろしくお願ひ申し上げます。

株式会社プリントパック
〒617-0003
京都府向日市森本町野田3
TEL 0120-977-920
FAX 075-935-6890

お支払条件 クレジットカード

納品場所 ご指定場所

御請求金額 11,325円 (税込)

納品期日 9営業日

ご注文番号	内 容	数量	単 価	金 額
	品名：あさえ新聞（追加） A4 / 両面4色 / コート90 / 4,500部×1種類 / 加工1：二つ折り 加工2：	1	11,325	11,325
合 計				11,325

特記事項

- ※クレジットカード決済の場合には、金銭または有価証券の受領事実がありませんので、表題が「領収書」となっていますが、印紙税法基本通達第17号の1文書には該当しません。
- ※5万円を超えていても収入印紙は貼付されません。

293-2

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	294														
支出年月日	令和 4 年 1 月 25 日														
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費														
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)															
2022年01月分 ASA 領 収 証 No. XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX 福井 美奈子 様															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="text-align: left;">銘 柄</th> <th style="text-align: center;">部</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> <th style="text-align: center;">本体価格/消費税(参考)</th> </tr> <tr> <td>朝日新聞 朝刊※</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">4,200</td> <td style="text-align: right;">3,818 382</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合 計</td> <td style="text-align: right;">¥ 4,200</td> <td style="text-align: right;">8%対象 ¥4,200 (消費税 ¥311)</td> </tr> </table> <p>※は軽減税率対象品目 (内消費税等¥311)</p>	銘 柄	部	金 額	本体価格/消費税(参考)	朝日新聞 朝刊※	1	4,200	3,818 382	合 計		¥ 4,200	8%対象 ¥4,200 (消費税 ¥311)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">2月休刊日 2月14日(月)</td> </tr> <tr> <td style="font-size: small;">毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。</td> </tr> </table>	2月休刊日 2月14日(月)	毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。
銘 柄	部	金 額	本体価格/消費税(参考)												
朝日新聞 朝刊※	1	4,200	3,818 382												
合 計		¥ 4,200	8%対象 ¥4,200 (消費税 ¥311)												
2月休刊日 2月14日(月)															
毎度ご購読有難うございます。 左記の通り領収致しました。															
ASA 芦屋南 〒659-0026 芦屋市西蔵町2-17 TEL: 0797-22-6833	FAX: 0797-32-3854														
充当内容 (按分の計算方法)	新聞購入代(1月分) ¥4,200														
その他															

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	295
支出年月日	令和 4 年 1 月 28 日
項目 (該当項目に○をつけてください)	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費
	領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 20%;"> <p>領 収 証</p> <p>現金</p> <p>小切手</p> <p>手形</p> <p>消費税(10%)</p> <p>消費税(8%)</p> <p>内税額計</p> </div> <div style="width: 60%; text-align: center;"> <p>川上 あさえ 様 No.</p> <p>¥ 4,950</p> <p>2022 年 1 月 28 日 上記正に領収いたしました</p> <p>登録番号 産経新聞 芦屋専売所</p> <p>659-0025 兵庫県 芦屋市 浜町 2-1-8 TEL 0797-22-2578 FAX 0797-22-2579</p> </div> <div style="width: 15%; text-align: right;"> <p>収入印紙</p> </div> </div>	
充当内容 (按分の計算方法)	新聞折込(市政報告) 4207 $¥4950 \times 0.85(\text{按分}) = ¥ \del{4207}$
その他	川上

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。

政務活動費業務委託契約書

委託者「(会派又は議員) 川上朝栄」(以下「甲」という)、受託者「産経新聞芦屋専売所」(以下「乙」という)は、次に掲げる業務に関し、以下のとおり業務委託に関する契約を締結する。

1 委託業務の名称

新聞取り込み (市政報告)

2 業務場所

芦屋市内

3 委託期間

令和4年 1月

4 委託料

¥4,950 円

〔うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 (適用税率10%) 円〕

5 委託料の支払方法

現金払

6 その他

上記以外について、委託者と受託者は次の条項により、信義に従って誠実に委託契約を履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自一通を保有するものとする。

令和4年 1月 27日

甲 住所名 芦屋市
氏名 川上朝栄

乙 住所名 産経新聞芦屋専売所

659-0025
兵庫県芦屋市浜町2-8
TEL 0797-22-2578
FAX 0797-22-2579

295-2

(総則)

第1条 乙は、頭書の委託料をもって頭書の履行期間内に、第2条に記載する業務（以下「本業務」という。）を行わなければならない。

(委託業務内容)

第2条 甲は乙に対し、以下の業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 市政報告訂正
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)

(再委託の制限)

第3条 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

(権利義務の譲渡)

第4条 甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または担保の目的に供してはならない。また、本契約および個別契約より生ずる義務の全部または一部を、第三者に引き受けさせてはならない。

(秘密保持)

第5条 乙は、本契約期間中または期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を第三者に漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、本業務について、個人情報保護法、芦屋市個人情報保護条例及び関係法令等の規定を順守の上取り扱わなければならない。

(解除)

第7条 甲または乙が次の各号のいずれかに該当したときは、その相手方は、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 破産、特別清算、民事再生手続もしくは会社更生手続開始の申立を受け、または自らこれらの一を申し立てたとき。
- (2) 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売申立てまたは公租公課滞納処分を受けたとき。
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止等の処分を受けたとき。
- (4) 解散、減資、営業の全部または重要な一部の譲渡等の決議をしたとき。
- (5) 自ら振出し、または引き受けた手形、小切手が不渡り処分になる等、支払いが不能な状態になったとき。
- (6) 相手方への連絡が1ヶ月以上とることができなくなったとき。
- (7) 相手方が本契約の各条項に違反したとき。
- (8) 相手方に重大な過失または背信行為があったとき。
- (9) その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき。

(契約終了後の処理)

第8条 乙が本契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した資料等は、本契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償)

第9条 甲および乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

(不可抗力免責)

第10条 天災地変、法令の改廃その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による契約の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わない。

(裁判管轄)

第11条 本契約に関する一切の争訟は、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

(協議)

第12条 本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に疑義が生じたときは、甲乙は誠意を持って協議し、円満に解決を図るものとする。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	296				
支出年月日	令和 4年 / 月 3 / 日				
項目 (該当項目に0をつけてください)	調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄 (支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできます。)					
<p>日本共産党発行の しんぶん赤旗 領収書</p> <p>松木 義昭</p> <p>「しんぶん赤旗」日曜版 * 1 930 930 円</p> <p>2022 * 1</p> <p>日本共産党西宮・芦屋 地区委員会 〒663-8234 西宮市津門住江町5-11 TEL 0798-23-2281</p> <p>*印は税率8%</p>					
充当内容 (按分の計算方法)	930円				
その他					

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずクリップで留めて提出してください。

政務活動費領収書等貼付用紙

整理番号	297				
支出年月日	令和4年 01月 31日				
項目 (該当項目に○をつけてください)	○調査研究費	研修費	広報費	広聴費	要請・陳情活動費
	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
領収書等貼付欄（支出年月日と支出項目が同一の領収書等は、まとめて貼付けできません。）					
充当内容 (按分の計算方法)	5,000 × $\frac{1}{5}$ = 2,500		カッパレ1盼②残0円		
その他					

米田 哲也

- * まとめて貼付けする場合、領収書等が重ならないようにしてください。
- * 用紙裏面には何も貼付けしないでください。
- * 領収書等が枠内に納まらない場合は、2枚目以降用に貼付けしてください。ただし、A4サイズのものや、広報紙などは糊付けせずにクリップで留めて提出してください。